

令和4年10月3日(月)から

消化器内科で 紹介制を試行します

消化器内科に初めて受診する場合は、紹介状をご持参ください。

紹介制について

紹介制は、国の進める制度です。
まずは「かかりつけ医」や近隣の
医療機関を受診していただき、
紹介状をご準備の上、受診願います。



なぜ紹介制なの？

紹介状を持って受診することで、これまでの病状や治療経過を迅速に把握することができます。よって重複して必要の無い検査を受けなくても良くなり、効率的に診療を受けられるというメリットがあります。

紹介状をお持ちでない患者さんには

当院の連携医療機関をご紹介します。

なお、症状が重く、緊急に治療が必要な患者さんは、紹介状が無くても速やかに治療します。

紹介制は、待ち時間の短縮や救急患者さんの速やかな治療につながります。
ご協力をお願いします。

問い合わせ先 0134(25)1211(代表)

※お問い合わせは14:00~16:00の間をお願いします。